

病害虫発生予察注意報第7号

佐賀県

作物名：イチゴ

病害虫名：うどんこ病

1) 注意報の内容

発生地域：県内全域
発生量：平年より多い

2) 注意報発令の根拠

- (1) 10月下旬(10月21~23日)の巡回調査(12圃場)では、イチゴうどんこ病の発生圃場率75.0%、発生株率33.0%(平年7.7%、前年1.0%)と平年および前年より多い(図1)。
- (2) 10月下旬の発生株率は、本圃で多発生した平成20年より多い(図1)。
- (3) 本年は、苗床でうどんこ病が多発生したため、感染した苗が本圃に多く持ち込まれている。
- (4) 本圃において、葉に発生しているうどんこ病は、果実への重要な伝染源となる。果実の被害を防ぐために、頂果房開花前までの葉における防除を徹底する必要がある。

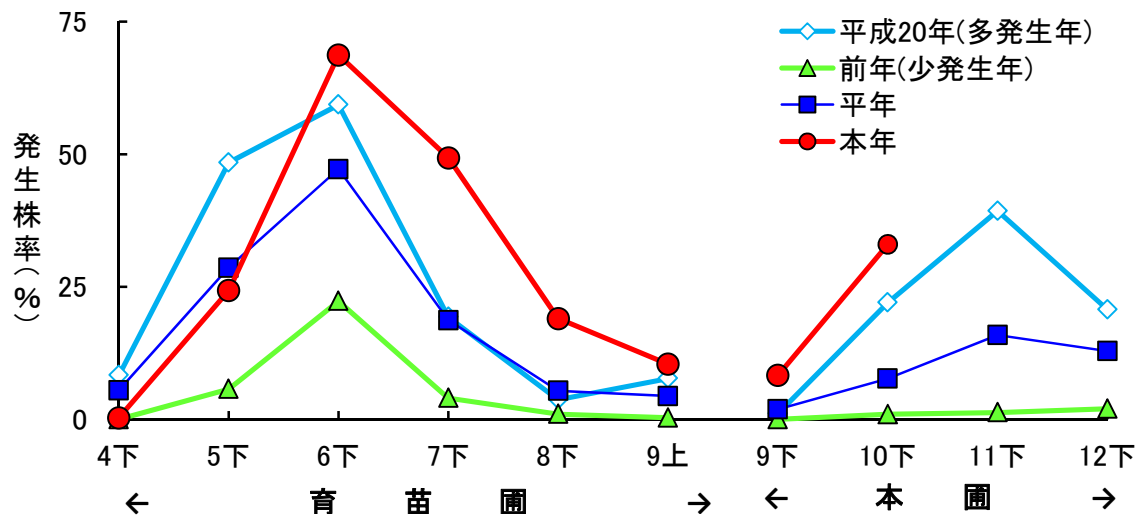


図1 巡回調査におけるイチゴうどんこ病の発生推移

3) 防除上注意すべき事項

- (1) 下葉かきを行い、感染葉を除去する。
- (2) 葉裏や下位葉にも、むらなくかかるように、薬剤は十分量を丁寧に散布する。
- (3) 発生が見られる圃場では、直ちに薬剤防除を行う。その後、定期的(10日間隔程度)に薬剤による防除を実施する。なお、多発生の圃場では、短い間隔(5日間隔程度)で薬剤散布を行い、果実への被害を防ぐ。

- (4) 果実での発病を防ぐため、硫黄粒剤のくん煙処理を行う。なお、薬害を生じないよう、処理時間には十分注意する。
- (5) 防除薬剤の詳細については、県防除のてびき http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1075/_32933/ns-nougyou/_47429.html のイチゴうどんこ病の項を参照する。
- (6) 県内の一部圃場において、アミスター20フロアブル及びストロビーフロアブルに対する耐性菌、また、DMI剤（トリフミン水和剤、ルビゲン水和剤等）に対する低感受性菌が発生しているため、防除効果が低下している圃場では使用を控える。
- (7) 薬剤防除に当たっては、使用方法（収穫前日数等）を厳守する。また、感受性の低下を防ぐため、同一系統の薬剤を連用しない。